

第18回教育委員会会議

1 日時 令和4年11月22日（火） 午後3時30分～午後5時20分

2 場所 大阪市役所本庁舎3階 教育委員会第2会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員（ウェブ会議の方法により参加）
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
三木 信夫	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
武市 佳代	平野区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
川本 祥生	総務部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
青柳 毅	こども青少年局子育て支援部長
村川 智和	総務課長
橋本 洋祐	連絡調整担当課長
中野下豪紀	教職員人事担当課長
上田 慎一	教職員サービス・監察担当課長
松井 良浩	松井教職員給与・厚生担当課長
高野亜矢子	こども青少年局幼稚園運営企画担当課長
松浦 令	教育政策課長

有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に栗林委員を指名
- (3) 案件

議案第105号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
議案第106号	校長公募にかかる第3次選考（最終）の結果について
議案第107号	職員の人事について
議案第108号	職員の人事について
議案第109号	職員の人事について
議案第110号	職員の人事について
報告第39号	市会提出予定案件（その32）（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）
報告第40号	市会提出予定案件（その33）（令和4年度第7回補正予算案）
協議題第18号	大阪市立幼稚園の運営について

なお、議案第106号から第110号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、報告第39号、第40号及び協議題第18号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第105号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和4年12月1日付けで1名の弁護士、及び1名の教育専門家委員を委嘱し、令和4年

12月18日付けで2名の弁護士委員を引き続き委嘱するものである。今回委嘱する方は、弁護士の曾我智史氏、教育専門家の山下晃一氏、弁護士の清水周氏、弁護士の藤木邦顕氏である。委員の任期は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第3条第1項で2年間と定められているため、委嘱期間は、曾我委員と山下委員に関しては、令和4年12月1日から令和6年11月30日までの間、清水委員と藤木委員に関しては、令和4年12月18日から令和6年12月17日までの間とする。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 確認ですが、山下先生の職業の記載が、教育専門家となっていたり、神戸大学教授となっていたりするので、ここは統一した方がいいかもしれませんね。

【川本総務部長】 統一するよう修正させていただきます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案について一部修正を加えたうえで可決。

協議題第18号「大阪市立幼稚園の運営について」を上程。(本案件より異委員出席)

青柳こども青少年局子育て支援部長からの説明要旨は次のとおりである。

市立幼稚園の運営について、今後の取組として検討している方策を説明する。まず、市立幼稚園の民営化の経過についてであるが、橋下市長就任後の平成24年7月より、市政改革プランの基本的な考えに基づき、市立幼稚園について休廃止も含めて民営化の方針が示された。平成25年8月以降、市立幼稚園民営化計画案等を3回公表し、民営化に着手する19園を示した。そのうち、可決は6園で、廃園が4園と民間移管が2園、13園が否決という状況であった。吉村市長就任以降は、民営化方針自体には変更がないものの、個々の園の状況や地域ニーズを踏まえて、個々の園での方針に基づき進めることになっているが、事実上、民営化は進んでいない状況である。民営化が進まない理由としては、地域からの寄付などにより設置された幼稚園も多く、保護者や地域の理解を得ることが非常に難しいことが挙げられる。次に、幼稚園の現状について説明する。就学前児童数と施設利用状況の推移についてであるが、就学前児童数が減少していることや共働きの増加により、保育ニーズが非常に増加しており、特に令和元年10月に、国において幼児教育保育の無償化制度が開始されて以降、保育利用率が大きく増加して、幼稚園の利用率が低下している。また、市立幼稚園の園児数と定員充足率の変化については、平成28年度には4,365人の在園児

であったが、令和4年度には2,876人となり、6年間で約1,500人園児が減少している。先日、令和5年4月の園児募集を行ったが、現在の推定では令和5年4月にはさらに300人程度、在園児数が減少する見込みである。定員充足率を見ても、4、5歳児は定員の半数近くが埋まってない状況である。3歳児クラスも令和4年度には定員充足率が85%となり、空き枠が発生している状況である。園児数の減少に関しては、私立幼稚園でも園児数の減少が見られる状況だが、平成31年度からの減少率が私立幼稚園では84%であるのに対して、市立幼稚園では73%となっている。また、幼稚園施設の建築年度についてであるが、昭和40年代から50年代に建設された園舎、遊戯棟が多く、施設の老朽化が大きな問題となっている。しかし、民営化方針との関係性もあるために、施設の建替が進んでいない状況である。このような市立幼稚園の児童数が減少している状況等を踏まえて、本年3月の市会代表質問を受け、松井市長より民営化が進まない状況や、園児数が減少している園に対する方策を検討するように指示があった。

こども青少年局としてこの間検討を重ね、次に示すような課題があると認識している。1つ目は幼稚園教育の観点から見た課題である。児童数の減少によって、適切な規模での集団の育ちの場を確保することが困難となっている。幼児教育学の専門家にも意見を聞いたが、児童数が少なくなってきた園では、子ども同士の刺激が少なく、人間関係が固定化しやすいこと、また、自分の感情や意思を表現しながら他者との関わりを持つ楽しさ等を味わう経験が少なくなること、さらに、園外活動や運動会、発表会などの園行事の規模も縮小されるなどの影響があるというふうに考えられる。2つ目は運営の観点から見た課題である。まず、社会的に保育ニーズのある家庭が増加している一方、市立幼稚園は4歳、5歳児の2年間保育を基本としており、預かり保育も午後5時までと、長時間保育には対応できていない。また、都心部の市立幼稚園では、3歳児の保育受け入れ枠が不足していることもあり、3歳児クラスが毎年抽選になっている。このような状況を考慮すると、待機児童対策として保育の必要性のある子どもの市立幼稚園での受け入れについて検討が必要だと考える。また、施設の老朽化が懸念される現状の中で、現在の民営化方針が進まない現状に対して何かしらの新たな方策を検討することで、老朽化対策についても進めることができるのではないかと考えている。さらに、幼稚園でも特別な支援を必要とする児童が増加しているという現状を踏まえて、支援担当教諭の増員などを検討する必要がある。また、市内に暮らす外国にルーツのある子どもの増加が見込まれており、コロナの時期に一旦減ったが、今後は増加が見込まれ、このような子どもたちの教育環境においても支援

が必要となっている。局としてこの間検討を重ねた結果、新たな方策に取り込むことで、将来的な幼児教育環境を整えて、市立幼稚園の魅力をさらに高めたいと考えている。新たな方策とは、3歳児の保育枠が不足する地域については、一部の市立幼稚園を3歳から5歳以上を対象とする幼稚園型の認定こども園に、モデル園として移行するというものである。この方策の狙いは3点である。既存施設を活用して保育ニーズに対応する上では、区の意見を聞いて、周辺の大規模マンションの建設状況なども考慮し、早期に3歳児の保育枠を増やす必要がある場合について、一部の市立幼稚園の認定こども園化を検討する。なお、待機児童対策として実施することから、スピード感が非常に大切になってくる。そこで、市立幼稚園を認定こども園化する場合、2つの条件を満たす幼稚園を2園、モデル園として移行することとする。1つ目の条件は、地域での3歳児の保育受け入れ枠が不足していること。2つ目の条件は、大規模な施設整備を行わず認定こども園へ移行できることである。そして、そのこども園化により、3歳児クラスの新設増設や共働き家庭でも公立の幼稚園での就学前教育環境を選択できることが期待される。また、公立の認定こども園として、研修、研究を推進することなどの効果も期待される。ただし、移行に際しては、職員体制に関する課題について早急に対応策を検討し、教育委員会との調整を進めることが非常に重要となる。それらの調整が進んだ上で地域や保護者へ説明を行って、合意が得られた場合に、認定こども園に移行する園名やスケジュールを公表していきたいと考えている。一方、在園児数が大幅に減少してきた市立幼稚園について、休園等を検討することも従来の方策の1つとして実施することを検討している。具体的には、平野区の六反幼稚園である。六反幼稚園の閉園を検討する理由は主に3つである。園児数の減少が著しいこと、2年連続3歳児の入園がなく、幼稚園ニーズが少ないと考えられる地域であること、また、近隣に他の市立幼稚園があるということである。この件については平野区の意向も確認しており、閉園となった場合については、公立としての幼児教育環境を他の市立幼稚園で継続することを前提とすることで了承いただいている。最後になるが、市立幼稚園は就学前児童の教育施設として保護者や地域に広く認知されるとともに、幼児教育に関する蓄積された研究成果に基づく教育内容を提供し、地域での子育て支援機能も果たす場所である。今回は認定こども園化により、保育ニーズのある子どもたちにも幼児教育環境を提供し、公立としての幼児教育を地域で継続していくことを目指した方策となっている。これらの実施に向けては、地域保護者への説明を丁寧に行うことが非常に重要であると認識しており、公立の認定こども園として、教育内容と保育内容をどのように融合することが

将来の幼児教育環境として望ましいのかについて、様々な関係機関とも検討を重ねていきたい。検討が進み、認定こども園化等の具体的な実施についてまとまれば、改めて教育委員会会議にお諮りする。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 今回の検討について異議はありませんが、市立の幼稚園を認定こども園化して、魅力のあるものにして運営していくというのであれば、その方がありがたいという人も出てくるとすると、民営化の流れというのと逆行するという感じはします。幼稚園の園児数を見ると、市立の場合は平成31年で1園あたり75人、令和4年度では55人です。一方で、私立の方は、平成31年で1園あたり179人、令和4年度で166人ということで、ものすごく差がありますよね。知りたいのは、単に個別に園児が少なくなった園を廃止するというでいくのか、あるいは積極的に民営化というのを進めるのか。民営化という方針は、吉村市長の時から、あるいは今の市長の時にも出ているんだけど、もう一度議論をして見直す時期にきていると思います。本件は、保育の待機児童施策としても考えるということで、施策としてはいいとは思いますが、従来の民営化の方針を継続ということだとすると、一体どちらに向いていくのかが曖昧かなという気がします。今回提案されたものについて反対はしません。非常にいい話なんだけれども、じゃあ元々の民営化ということについて、どう考えていくのかというのは、これまで議論がなかなか進んでいないようなので、是非そういう観点での議論が必要ではないかと思います。

【青柳こども青少年局子育て支援部長】 確かに民営化が進まないということについて、現状認識しているとおりの、これだけ園児が入ってこないとなると、実際に経営としても成り立たないので、民間の参入もますます見込めなくなります。ただ、何もしないということにはならないということで、モデルということで、この案を考えたものです。一方で保育施策も私どもが所管していますので、例えば大規模マンションが建つとか、色んなデータを駆使して、3歳児保育が必要なところに展開していこう、ということですが、あえてモデルとしましたのは、この少子化が進む中で、そこに本当にどれだけの枠が必要になってくるかというのも見えてこない。その中でどれだけ幼稚園の魅力化が図れるかということで、一旦モデルということで検討したところです。松井市長ともだいぶ意見交換しまして、女性の社会進出に伴い、保育ニーズがさらに必要になっている時に、市民サービスの向上、待機児童対策として努めなくてはいけないという一方で、民でできることは民

でというのが市長の政策方針ですので、その整合性は気になるという話もさせていただいていますが、これまで色んな改革を進めてきて、その中で必要なところに力を入れていくというのが必要ではないかというところで、今までの方針は継続しながらも、一旦モデルとしてトライしていこうということで、今検討しているところです。

【大竹委員】 よく分かるのですが、民営化という旗は降ろさないということだとすると、一方で市立の幼稚園をどんどん魅力化していくというのは、矛盾を感じます。民間が、特に少子化で参入してこないというのを見ると、今まで民営化ということで努力をしてきたけれども、一旦ここでもう一度立ち返って、少子化と、いわゆる待機児童が増えてくるといふ社会情勢を踏まえて、園児数が少ないところは閉園をする。それから、あとは魅力化するような施策というように、方針を変えた方がすっきりするんじゃないかという気がします。今まで検討して、それで進まない方針の旗を降ろさないから、様々な施策なり考え方で矛盾が出てくるような気もします。その点を議論して、変えないということであれば、民営化するためにどうすればよいのかという議論をしないといけないし、逆に、更なる民営化は難しいということであれば、民営化という力点を置かずに、市立幼稚園の魅力化や適正規模になるような統合とか、そういった議論していく必要があると思います。

【栗林委員】 そもそも、幼稚園と保育所というのはなぜこういう形になっているかという、学校教育法上は幼稚園は学校ですよ。教育機関として認定されています。ある意味、国の責任で、国が学校教育というものをどう組み立てていくかということ、戦後、これだけの年数が経って色んな問題が出てきているので、これからの日本の教育をどうしていくかっていうことは、過渡期にあって、しかも危機的な状況を迎えつつあると思います。これもそうした状況の一つだと思うので、このモデル園を作っていくというのも非常に重要なことで、そしてそのモデルがどういう意味で子どもたちにプラスになるのかということが、これからの教育改革を行っていく上で、やっぱり必要になってくることだと思います。民間へというのがあるにしても、新しい教育体制のモデルを作っていくんだということで、大竹先生がおっしゃっているのは、そのとおりの側面があるけれど、そこにこだわるんじゃなくて、新しい、国に提案できるようなものを目指していただけたらありがたいと思っています。

【平井委員】 モデル園は大いに結構です。幼稚園にしる、認定こども園にしる、教学マネジメントという点では課題は多いのが現状です。モデルを作る以上、教学マネジメントをベースにしたものにいくことがポイントになります。魅力あるという言葉は抽象的

です。具体的にどういう方向でやっていきたいと思うのかを明確にして、大阪を代表するものにしてほしいものです。入口、中身、出口をどうまとめるかが問われるような気がします。一般的な趨勢としては、グローバル系かICT系が多いのが現状ですが、何を打ち出すのかということ掘り下げて検討されるとよいと思います。民営化の場合は、学校文化と企業文化をどうブレンドしていくのか、役割分担をどうするのか等々、議論すべきことはたくさんあると思います。

【森末委員】 就学前児童数と施設の利用状況の推移ですが、これが全てを表していると思います。平成28年の当時から比べたら、保育のニーズは右肩上がり、幼稚園のニーズは右肩下がりだと、こういうことですね。幼稚園の民営化の方針が打ち出されたのは、これよりも以前の事です。当時は民営化の方針を打ち出して効率的にと、色々な趣旨があったと思いますが、この平成28年度から令和4年度を見ていたら、状況が変わってきて、もう条件は全く違うんですね。幼稚園をそのまま維持させた上で民営化するというのではなくて、幼稚園から保育所に転換するとね。市全体からすると、そういうことをせざるを得ない状況に、この表を見ればなっていると思います。保育所を増やして幼稚園を減らし、その時に大阪市立保育園なのか、民営の保育園なのかという議論が次に出てくるのかなど。大竹先生がおっしゃったけれども、最初に打ち出した時はこれが改革方針だったのですが、今はこれを維持すると改革にならなくて、抜本的な考え方を変えないといけない時に来ているのではないのでしょうか。

【異委員】 この幼稚園、保育園というのは、保護者にとってすごく関心のあるところではあって、私のようにフルタイムで働いている人間は、その当時はもう保育園しか選択肢がなかったんですけど、今は選択肢が広がっていると思います。今後は少子化もますます進みますので、こども園にするのは当然の流れかと思うんですけど、こども園にしたところで、次は中身が勝負になってきます。今後モデル園として、より魅力的な内容ということで、先ほど平井先生がおっしゃったようなグローバル的なところとか、体力に特化したところとか、色々な特徴があるんですけど、大阪市の課題に合った、魅力あるところを作ってもらえたら嬉しいと思います。働いている女性も多くなってきました、これから下がることはないと思いますが、少子化があるので、認定こども園にしたからって、定員がずっと満たされるってということではないと思いますので、今度はやっぱり教育内容の方をもう少し練り込んで、検討する余地があると思います。

【大竹委員】 私立の幼稚園もどんどん減っていますよね。そういう面では、市立の

幼稚園を民営化するという選択肢は、もうないだろうという気がします。逆に言うと、市立の幼稚園の充実を図るといふぐらいに転換をした方がいいのかなという気はします。その時には、それに伴う人件費なども色々増えるので、どう判断するかという議論を一度しないと、なかなかこの問題はすっきりしないのではと思います。

【平井委員】 外国にルーツを持つ子どもたちが入ってきます。特に、アジア系が多くなっています。今後、さらに増加することが見込まれますから、多文化共生理解の観点から検討が不可欠です。さらに、特別支援教育のニーズも急増していますから臨床教育の専門家も加えて、個別最適化を進めていく必要があるのではないのでしょうか。

【多田教育長】 ありがとうございます。市政改革プランも、平成24年から続けて取り組んできたところです。民営化の取り組みは、幼稚園に限らず、保育所や、水道事業、廃棄物の処理ですとか、全般にわたってというのがあったかと思います。幼稚園については、経過もあって、なかなか難しかったという結果の中でのことかと思います。一方で、今日も色々ご意見をいただきましたように、保育に対するニーズの変化もありますし、それと幼保の無償化など、制度が変わってきたということもございますので、今回のこのモデル園の取組の中で提示されていますのは、幼稚園型の認定こども園ということですので、幼稚園教育要領に基づく幼児教育を行った上で、保育のサービスを付加するものです。そういう意味では、市立の幼稚園のこれまでの取組も評価をしていただいた上で、どのような認定こども園になるのかということの議論も出てくるかと思います。今後機会をとらえて報告もいただきながら、意思決定を進めて行けたらと思いますので、よろしく願います。

【森末委員】 今おっしゃったとおりですね。やっぱりその保護者としては、できるだけ長時間みてほしいのと、あとは費用の問題だと思います。それに加えて教育がついてくれば言うことはないんです。そういう意味では、認定こども園という形態で、教育もするし、保育もするというのが、おそらく一番いいのだらうと思いますね。費用については、公費負担があれば、保育所よりもこども園に行きたいという人は増える可能性があるので、変わっていくのはいいことだと思うので、検討していただきたいと思います。

議案第106号「校長公募にかかる第3次選考（最終）の結果について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

受験者数等について、第2次選考合格者に受験免除者を加えまして、小中学校共通は13

5名、幼稚園は4名であった。選考方法は、個人面接として10月12日から18日まで、平日5日間で実施した。合格者は、小中学校共通は53名、幼稚園は3名としたい。本日、本件についてご承認をいただければ、11月25日に公表としたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第39号「市会提出予定案件（その32）について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、令和4年度の給与改定を実施するため、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を市会提出する必要があるが、教育委員会会議に上程するものであるが、速やかに市会上程の手続きを行う必要があったため、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので報告するものである。改正の理由は只今申し上げたとおりである。改正内容について、幼稚園に勤務する教員以外の教員に適用される給料表については、勧告どおり、公民格差1.93%を解消するために、給料表の引き上げを行い、幼稚園に勤務する教員に適用される給料表についても、勧告等を踏まえ、同様の取り扱い、すなわち、給料表の引き上げを行う。施行期日は公布の日からとし、本年4月1日に遡って適用することとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第40号「市会提出予定案件（その33）について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本補正予算案は、令和4年度給与改定に伴う人件費の増額補正を行うもので、速やかに市会提出の手続きを行う必要があったため、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長によります急施専決処分を行ったので報告するものである。予算額について、歳出人件費に28億1,065万4,000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は人件費、物件費を合わせて、2,121億7,840万9,000円となる。内容については、本市人事委員会の勧告内容などに基づき、給料表の引き上げ及び特別給の年間支給月数の引き上げなどを行う給与改定に伴い、人件費を増額するものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第107号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は中学校の管理作業員で、処分内容については、懲戒処分として免職とする。当該職員は、令和4年9月10日夜に、酒気を帯びた状態で自動車を運転し、自動二輪車と接触事故を起こして、相手方に傷害を負わせた。当該職員は9月10日の午後4時頃、酒屋で麦焼酎を購入し、2合から3合程度ストレートで飲酒し、その後3時間程度仮眠した。午後8時頃、目を覚まして自動車を運転し、走行中に対向の自動二輪車と接触をした。被害者が警察へ通報し、駆けつけた警察官から職員はアルコール検査を受けたところ、呼気1ミリリットルあたりアルコール濃度が0.5ミリグラムを示したため、道路交通法第65条違反、酒気帯び運転で現行犯逮捕された。職員は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 被害者の方について、全治までどの程度必要か把握されていますか。

【上田教職員服務・監察担当課長】 具体的に全治何日というところまでは聞き及んでおりませんが、首と腰に捻挫の症状があるというのは確認しています。

【森末委員】 本事案は免職で、今までの流れからしてもやむを得ないんだと思いますが、免職処分とした事案で、それは重すぎるという争われたような事案はありましたか。

【上田教職員服務・監察担当課長】 酒気帯び運転だけの事案で免職にした事案に対して、それは重すぎるというようなことで、停職として処分を見直した事案があったものと記憶しています。

【森末委員】 酒気帯びで相手方に、重いかどうかは別にして、怪我をさせて免職としたもので、争われて判断が変わったものというのは、今のところないということですね。

【上田教職員服務・監察担当課長】 はい。

【森末委員】 分かりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第108号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校の事務職員、小学校の教頭、小学校の校長の3名で、処分内容については、懲戒処分として、職員は停職6月、教頭は停職1月、校長は減給3月とする。当該教頭は、令和2年度に、工事物品購入に際して定められた手続きを経ることなく契約を結んだ。当該職員は、教頭の行った契約に対する支払いを行う等のため、不適切な事務処理を行った。当該校長は、平成28年度に当該職員に非常時用だとして、自身のパソコンのログインに必要なIDとパスワードを伝えた。また、当該職員が起案した契約事務の決裁について、比較見積の添付確認を怠ったまま承認した。事案詳細について、当該教頭は、令和2年5月、トタン屋根の廃棄に際して、定められた手続きを経ることなく業者に口頭依頼し、履行をさせた。同年10月のパソコン調達、令和3年2月の椅子等の調達に際して、定められた手続きを経ることなく、特定の製品を指定して業者に口頭発注し、納品をさせた。また、令和2年度の工事19件、約735万円、及び物品購入22件、約330万円について、定められた手続きを経ることなく、自身の選んだ業者に口頭発注し、納品、履行させた。教頭は反省の弁を述べている。

次に当該職員は、トタン屋根の廃棄を行った業者への直接支払いができなかったため、別業者を介して行うことを企図し、架空契約を結び、廃棄代金相当額を支払って、この別業者から当該業者に廃棄代金を支払わせた。パソコン代金の支出についても、別の物品を購入したとする架空契約を結び、パソコン代金相当額を支払った。椅子等の代金支払いについても同様であり、その際、分割発注を行ったほか、令和2年度にも2件の分割発注を行っている。比較見積を徴収せずに工事と物品購入、計41件の契約事務を処理し、代金を支払った。また、令和元年度にも同様に、比較見積もりを徴収せずに処理をして、代金を支払った契約事務が9件見受けられた。令和2年度末の10数件の支出決議について、平成28年度に聞いた校長のIDとパスワードを無断使用して自ら決裁した。職員は反省の弁を述べている。

次に校長は、平成28年度に当該職員に、自身のパソコンのログインに必要なIDとパスワードを伝えた。また、当該職員が起案した契約事務の決裁について、比較見積の添付確認を怠ったまま承認した。校長は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 校長、教頭といった管理職は、一般の教員とは全然違う立場なんですよ。校長は組織を正常に運営できるようにして、教頭が校長に代わって多くの仕事をしているのは、これはどこの学校でも事実ですから、そうやって教頭が経験を積んで、また校長になっていくので、そういう観点から、これは個々人の懲戒だけではなくて、組織が杜撰になっていたことで、そこで学んでいる子どもたちの不利益に繋がっているということが、私は大きな問題だと思います。こうしたことを市全体として改めていく必要があるのではないかと思います。

【平井委員】 今後、どのような指導計画をお持ちですか。繰り返しになっているので事務局が主体となって管理監督していかなければならないと思います。3月までの残りの期間も含め、適切な指導をお願いしたいと思います。

【忍教務部長】 しっかり目配りをしていきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第109号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次の通りである。

被処分者は中学校の主務教諭で、処分内容については、懲戒処分として戒告とする。当該教諭は、令和4年6月、ラグビー部所属生徒に対する指導において、部活動顧問である当該教諭に同席依頼があり、指導の中で別の部員2名が持ち込み禁止である玩具を校内へ持ち込み、あるいは遊んでいることを確認したため、この生徒2名を指導したが、その際にそれぞれの胸ぐらを掴んで、強い力で2回ずつ押した。同年9月、生徒を指導した際に、生徒の左頬を1回平手打ちした。また、授業中に居眠りをしていた生徒の靴の底部分を1回蹴った。教諭は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 教諭への処分はこれでよいと思います。問題はこのラグビー部に所属する生徒です。日頃の素行には問題はなかったのでしょうか。

【上田教職員サービス・監察担当課長】 この生徒については、日頃から、授業中の態度が良くないといった、素行に問題があったようです。

【平井委員】 周囲の生徒に及ぼす影響はいかがですか。生徒指導部がチーム学校と

して、生徒が改善するように何らかの継続指導がされているのでしょうか。

【上田教職員服務・監察担当課長】 その点については、当該教員は確かに体罰行為がありました。生徒指導という面では、学校の中では中心的に行っていたということでございます。ですので、引き続き、この教員自身も言動には気をつけながら、チーム学校として、保護者とも連携しながら指導していくということです。

【平井委員】 保護者には理解されているのでしょうか。チーム学校として指導に入っていくのは、もう基本中の基本ですが、それが子どもだけではなくて、保護者の方にも何らかの形で波及効果がないと、そのクラス全体が元通りに戻らないと思います。

【忍教務部長】 保護者の方には、事実経過や原因となったその生徒の普段の素行については、説明はしております。本件は決して良いことではないですけれども、保護者としては仕方がなかった、生徒にも悪い面があったという認識はされておられます。生徒指導については、もちろん学校で引き続きやりながら、保護者とも連携しながらになります。

【平井委員】 この生徒に対する指導を具体的にどうするのですか。単に生徒に形だけ言ってもだめで、保護者が理解していただく必要があります。

【忍教務部長】 はい。分かりました。

【森末委員】 今のお話に関してなんですけど、実際に私は、対教師暴力の事案で、教員が怪我をしたということで、学校の安全配慮義務や教育委員会の責任を問われた訴訟をやりまして、そういう問題もあるんですよ。懲戒処分からは議論が離れますが、教師だって指導して殴られてということになれば、どうして学校は守ってくれなかったのかとなります。例えば出席停止まですべきだったのかどうかとか。そうしないと、学校として安全配慮義務を果たしたと言えないという事態もあり得るんですよ。今回の案件がどうであるかは別として、平井先生がおっしゃったように、そういうことも本当に十分考えておかないと、教師も守れない。生徒も守れない。本当に本腰を入れてやるところまでやっていかないといけないという感想を持ちました。

【多田教育長】 体罰を伴うような指導ですとか、色んな問題について、制度も作って取り組んできたんですけど、それがどこまで浸透しているのかとか、保護者や子ども意識の変化もありますので、どういった対処をして、また、教員には実際に現場でまた活躍していただけるような形にもっていけるのかなど、我々が受け止めて取り組んでいくというふうにしたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第110号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
